

目次（質問項目）

1. 人事評価制度について
2. 県営住宅について
3. 受動喫煙防止条例について
4. 子どもの授業（学校）外での学習の機会について
5. 学校給食の放射線量測定について
6. 県内の被災者支援について
7. 震災がれき受け入れの必要性について

1. 人事評価制度について

本県では、厳しい財政状況を打開すべく、新行革プランに基づき職員の給与の見直しや定員の削減が進められています。

しかし、他方では、地方行政を取り巻く環境が変化する中で、県民ニーズをよりの確に反映した県行政が求められるという、厳しい状況におかれています。

すなわち、県政には、財政の健全化と同時に効率的な行政運営と組織の構築が求められており、その基礎となる人材と組織の在り方を左右する人事評価制度の改革は、行革の重要な柱といえます。

現在、県の人事評価制度は、「勤務成績評定制度」と「目標管理制度」の2つの制度を中心に行われていますが、効果的な制度とするためには、特に以下の三点を確保することが重要であると考えます。

1点目は、能力評価のもとになる項目や業績評価の基本となる目標設定が適切であること。

2点目は、評価の公正を担保する透明性が確保されていること。

そして3点目は、努力や能力により評価された職員がインセンティブを受ける給与体系であることです。

例えば、1点目の「能力評価の項目」については、職員の階級である職階や部署に応じて職員に求められる能力が異なることは当然であり、それを細分化し評価をすることが職員の能力向上や能力に適したキャリア形成につながり、結果として業務の効率化をもたらします。

また、「目標設定」については、県が掲げる目標やビジョンは本来「県民のニーズ」を反映したものであり、これを達成するために、各部署での目標を管理職が設定し、さらにそれを達成するために一般職員も個々の目標を具体的に設定するという形があるべき姿であると考えます。

（これを反対から見れば、個々の職員が目標を達成すれば、その部署の目標も連動して達成され、ひいては県全体の目標である県民のニーズが達成されることとなります。）

人事評価で設定される目標は、単なる評価のためだけのものであってはならず、全体目標につながり、それがために全職員が常に県民のニーズを意識するような制度であることが

重要です。

現在の制度では、「能力評価の項目」の多くが階級にかかわらず共通であり、部署による差異はありません。また、個別の目標設定を通じて部署の目標や県民のニーズが明確になっておらず、能力評価や目標設定の本来的效果が発揮されていないように感じます

2点目の「評価の透明性」については、重要性を説明するまでもありませんが、公平な評価がなされているとしても、評価される職員にとって、その過程が見えなければ、どこが評価され、どこが悪かったのか、今後力を入れるべき部分やどのように努力すれば良いかが伝わらず、非効率です。

評価の開示に加え、その方法に面談という双方向のコミュニケーションの場を設定することで、公平性の確保と非効率の解消だけでなく、評価者である上司にとっても勘違いの修正や気づきのきっかけを与えることが期待されます。

職場面談は時間とコストのかかる制度ではありますが、年間を通して、あるいは数年の長期スパンで見れば個人の成長・チームワークの向上など、行政運営の効率化に大きく貢献するものと考えます。

現行の制度では、一般職員に対しては、面談はおろか評価項目・成績の本人開示すらなされておらず、公平な制度と言うには不十分と感じます。そもそも義務教育段階でも行われている成績の開示を、情報公開を進める立場にいる県職員が行っていないのはいかにも不自然ではないでしょうか？

3点目の給与体系については、平成18年から改正が進められており、また、その他の部分についても当局において不断の見直しが行なわれているところとは存じますが、上述した点を踏まえて本県人事評価制度の今後の見直し方針についてお伺いします。

2. 県営住宅について

(1) 共益費の徴収事務について

県下の県営住宅では、エレベーターの電気料金など共用部分にかかる費用である共益費の徴収事務を、家賃とは分離して自治会に委ね、自治会がその管理・支払い等を行なっています。

しかし、共益費の用途は固定的で、自治会が徴収・管理するメリットが少ない反面、自治会費などに比べ高額なことから、支払いに応じない居住者や自治会役員による横領など金銭トラブルのリスクは高く、バランスを失っています。

また、家賃の不払い者に対しては強制退去手続き等も可能ですが、共益費については、自治会が不払い者に強制する術はなく、金銭トラブルで共益費が足りなくなれば共用部分の電気が止まるか、自治会役員や有志が自腹を切って補填するしかありません。

この制度の背景には、「自分たちの住む場所は自分たちで管理する」という発想があったのでしょうか、近所づきあいの低下や平気で支払いを拒絶する居住者の増加といった社会機能の悪化による弊害が、一手に自治会に押し付けられる形となっています。

地域のために自発的に協力していただいている自治会役員に、過度の負担を押し付けることは、本来このような住民を支え地域発展を促すという行政のあるべき姿に逆行するものではないでしょうか？

この問題に関しては、平成22年度から、兵庫区内の県営住宅で実験的に、共益費を家賃と同様に指定管理者が徴収する試みが行われています。

そこで、これまで約二年間の取組みを踏まえ、共益費の徴収事務のあり方を今後どのように見直そうとされているのか当局の御所見をお伺いします。

(2) 県営住宅の有効活用について

現在、県下には使用可能な県営住宅が約48000戸、その内空き戸数はおよそ2900戸あり、入居の募集は、住宅の補修費用が確保されている数だけ行われています。

県は、空き戸数を減少させるため、通常1年間に発生する空き住宅の補修費用に上乗せして、平成22年12月の補正予算で5.5億円、23年度当初予算で2.6億円の追加を行い、さらに今回の補正予算で4億円の追加を提案しています。

これに伴い、空き戸数も平成21年度末には3200戸だったものが、23年12月末に2900戸まで減少し、現在補修中の住宅、そして今回の4億円分が反映されれば、さらに少なくなることが予想されます。

とはいえ、追加される合計12.1億円で補修できる住宅は1700戸にとどまり、空き戸数は約1500戸残ってしまう計算になりますが、来年度予算には空き住宅の追加補修費用が計上されていません。

経済不況が続き県営住宅の需要が高まる中で、より多くの希望者に住宅を提供し、県としても収入の増加を達成するためには、空き戸数の減少を継続させていく必要があると考えますが、空き住宅を今後どのように取り扱われるのか、当局の御所見をお伺いします。

3. 受動喫煙の防止等に関する条例と子どもを含めた県民への周知について

条例は強制力をもって県民全体を巻き込むため、制定にあたっては事前に十分な県民運動を展開する必要があったと考えますが、例えば、子どもにタバコの害を教える煙害教育については不十分といえるのではないのでしょうか。

煙害教育は対象が子どもであるため即効性がないとも思いますが、子どもは家庭に大きな影響を及ぼす存在であり、子どもへの教育は県民運動に大きく寄与します。

現在、学校においては、国の基準である学習指導要領に基づき保健の授業として、あるいは特別活動として「薬物乱用防止教室」を開催し、飲酒や薬物とともに喫煙の防止を進めています。県として主導する施策やプログラムは十分ではないように思います。

タバコについては、健康被害との因果関係が証明されないといわれた過去を経て、科学的・医学的に日進月歩の勢いでその害悪が明らかにされています。

国内2番目の条例制定県となるのであれば、条例内容や受動喫煙に関する最新の知識を、子どもをはじめ広く県民に周知するなど、さらなる取組みを積極的に進めていく必要があると考えますが、当局のご所見をお伺いします。

4. 授業外での学習機会の確保について

平成20年以降、国においていわゆる「ゆとり教育」が見直されることとなりましたが、その以前からも一貫して子どもが塾や家庭教師などを利用する割合は高い水準にあります。

平成22年の全国学力・学習状況調査では、兵庫県の小学生で56%、中学生で72%が、塾または家庭教師を利用しており、いずれも全国水準を9%上回る結果となっています。

この結果は、過半数の小中学生が学校とは別の学習の機会を有償で利用していることを示しており、言い換えれば、子どもや家庭の求める学力を公教育で十分に提供できておらず、塾等で補わざるを得ない状況があるということではないでしょうか？

塾等に通う目的は、学校では身につけられなかった基礎学力の増強やより高度な学力の習得など多様ですが、少なくとも、進学に必要な学力を公教育で得られないかもしれないという不安は解消しなければなりませんし、親の経済状況による子どもの学力格差が生じているとすればこれを是正する機会が必要と考えます。

現在、県では少人数授業や教科担任制など教育の充実に取り組んでいますが、この制度でもカバーできない学校や世代が生じるおそれがあります。

そこで、県として、これと並行して、例えば、公教育の特徴である地域ぐるみで子どもの教育を進める観点から、地域や大学との連携によって、放課後や土曜日などに学習の機会を提供するような仕組み作りに取り組んではどうでしょうか。

塾等の費用が家計の負担になっている状況を踏まえて、授業外での学習機会の確保について、当局の御所見をお伺いします。

5. 放射線量測定器の稼働率向上について

昨年10月から健康福祉事務所等で放射能簡易測定器「ベクレルモニター」が8台、12月から精密分析機器「ゲルマニウム半導体核種分析装置」が1台導入され、放射能汚染に対する県民の不安を払拭するため食品の線量検査が実施されています。

しかし、県民の不安がいまだ解消されているとは言えない状況にもかかわらず、1月末までの運用実績は、簡易測定器で36件、精密分析器で76件、これを一台あたりに換算しますと簡易測定器で1ヵ月にほぼ1件、精密分析器でも一日に1件程度という低調な運用状況です。もし、測定器の使い勝手がよくないために運用実績が伸びていないのならば利用方法を見直す必要があります。

例えば、放射線の影響が大きいと言われる子どものため、学校給食の線量測定を行ってはどうでしょうか？ 県民局単位でほぼ1台ずつ保有する簡易測定器では域内の全給食を毎日測定し、ゲルマニウム半導体核種分析装置は、特に不安の声が多い牛乳やきのこ類・魚

介類に限定して定期的に測定するといった利用法が想定できます。

神戸市や尼崎市など一部自治体では既に独自に機器を購入若しくは外部委託により給食の検査を行っていますが、その他の市町でも住民ニーズはあっても財政的に困難なため導入を見送っているケースなど、県が保有する機器の有効利用が望まれているものと考えます。そこで、食の安心安全、そして誤った認識による風評被害の防止という観点からも、先に述べた学校給食の検査での活用など、県が保有する放射線の検査機器の有効利用を図る方策を検討すべきと考えますが当局の見解をお伺いします。

6. 東日本大震災について

(1) 県内に避難している被災者支援について

県は震災の発生直後から、職員の派遣・物資の提供・被災者の受け入れなどさまざまな支援を行っており、一県民として誇らしく思っております。

支援施策の中で、県内に避難してこられた被災者への情報提供については、各市町への届出を要する「全国避難者情報システム」を通して行なっている状況です。

しかし、実際にはこのシステムを知っておられない方や、知っていても登録されていない方もいらっしゃる。また、子どもと母親だけで避難してきたが顔見知りもないという方もおられ、遠く離れた地で日常生活における不安が大きく、行政や地域の情報が入りにくいといった状況があります。

私たちは震災を通して、非常時の情報や共助の基礎となるつながりの大切さを再認識させられました。県として、全国避難者情報システムのPRと情報発信を進める一方で、県下の被災者同士や、被災者と地域住民・ボランティアとの交流の場を設けるなど、絆やネットワークの構築を助け日常生活の不安解消に役立つような支援が必要ではないでしょうか。

既に、このような交流会等を行なっている市町もありますが、市町によっては数世帯しか避難者がおらず交流会の開催が容易でないところも多数あります。

阪神淡路大震災を経験した我が県には、引き続き被災者の立場に立ったきめの細かい支援が求められていると考えますが、県内に避難されている被災者に対し、今後、どのような支援を行なっていくのか当局の御所見を伺います。

(2) 震災がれきの広域処理について

環境省の発表では、岩手県で発生した震災がれきは約476万tで、これは県内で通常1年間に発生する一般廃棄物の11年分にのぼり、期限とした平成26年3月末までに処理の間に合あわない約57万tを広域処理、すなわち他府県で処理するよう求めています。

「あれ？」この数字を見てそう思われた方も多いのではないのでしょうか？

そのまま読むと、476万tのうち57万tを差し引いた400万t以上を震災発生から処理期限までの3年で県内処理できるということになり、11年分の廃棄物という話と計算が合いません。

これを調べてみたところ、476万tのうち、金属系廃棄物約73万tはリサイクル原料として売却し、その他約170万tあるコンクリート瓦礫などは沿岸部地域のかさ上げに使われるため、実際に一般廃棄物として処理を要するものは200万t程度、11年分ではなく4年分程度になるようです。

さらに、震災がれきは法律上「一般廃棄物」に分類されるという理由から、処理計画では岩手県内で年間およそ200万t排出されている産業廃棄物を処理する民間事業者の処理能力は反映されていません。

また、岩手県が広域処理を求める57万tの内訳を見ると、47万t、実に8割以上が柱材・角材で、これは木質バイオマス発電の原料として注目されており、実際に、農水省は全体で2250万tと推計される震災がれきのうち約500万tが発電に使えるとの試算を出しています。

震災がれきがもし安全であるならば、この500万tは廃棄物ではなく資源であって、被災地で計画される木質バイオマス発電所等で利用すべきであり、全国の焼却場で処分することはエネルギーの損失にあたります。

そんな中、岩手県が先行して行った広域処理で、財団法人東京都環境整備公社と随意契約したのものには、1tあたり68000円と、阪神淡路大震災の平均処理単価の実に3倍以上の処理費用がかけられています。

(仮に、気仙沼を除く宮城と岩手の2県が広域処理を希望している400万tをこの金額で処理した場合、広域処理は2700億円を超える巨大公共事業ということになります。)

地元業者の活用や実際に処理すべき瓦礫の量、その内訳、エネルギー源としての可能性、劇的に割高な処理費用等々を考慮すれば、広域処理の必要性・相当性について疑問が残ります。

県として広域処理を受け入れるならば、安全性はもちろん税金を使う当事者として、その必要性・相当性を検討する必要があると考えます。

復興増税を受け、消費税の増税をも迫られている国民、そして復興資金も決して十分とは言えない被災者が、皆願うことは、不要な公共工事の見直しであり、無駄のない復興財源の使い方ではないでしょうか？

私も昨年5月に被災地を訪れ、家屋や側溝の泥かき、潰れたビニルハウスの撤去や写真の洗浄などお手伝いをさせていただきましたが、大震災の惨状を見て復興を願わない国民はいません。

だからこそ、感情論ではなく、冷静な判断で、大切な税金を最も有効に使っていく、私はこれが復興への一番の近道であると信じております。

そこで、さきに述べたような実態を踏まえれば、そもそも広域処理の必要性は高くないようにも感じますが、広域処理の必要性に対する知事の御所見をお伺いします。

以上